

令和2年(2020年)4月16日

保護者様

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための保育施設の
臨時休園について(再度のお願い)

平素は、本市保育園所の運営にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

4月14日(火)に本市の方針として、保育施設での保育の受け入れについては、原則として4月16日(木)から5月6日(水・祝)までの間、府が示す「基本的に休止を要請しない施設」に就労され(在宅ワークを除く)、かつ、家庭保育を行う家族がいないかた(行えない日)とし、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いしたところ です。

4月15日(水)に大阪府知事から、

- ・どうしてもというかた以外は基本的に保育所に預けるのではなく、家庭でみてください。
- ・保育所としても非常に感染の可能性もあるなかで、医療従事者等々のかたがいらっしゃるなかで、今回、休業要請の対象外にしましたが、非常に厳しい状況になりますので、保護者の皆さんにもぜひご理解をいただきたい。
- ・どうしてもという場合は、申出書を出していただきたい。

との強いメッセージがあったことから、更なる保護者の皆様のご協力をいただきたく、4月14日(火)付けでお願いした内容について、下記のとおり変更します。

記

1. 令和2年4月20日(月)から5月6日(水)までの間、原則、休所・休園とします。
2. 4月20日(月)以降の保育については、
 - 医療機関で従事しているかた
 - 警察、消防、介護施設等に勤務など、社会の機能を維持するための就業に従事しているかた
※府が示す「休止を要請しない施設」で勤務しているかた
 - ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難なかた
などで家庭保育を行う家族がいないかた(行えない日)に限定して保育の受け入れを行います。
3. 4月20日(月)以降も引き続き保育が必要なかたは、お手数をおかけし申し訳ありませんが4月20日(月)までに別紙「保育利用申出書」を通園している保育園所あてに提出していただきますよう、お願いします。

保護者のみなさまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。
状況は日々刻々と更新されますので、対応に変更が生じた場合は都度お知らせいたします。